

富山地方裁判所本庁では、次の売却スケジュールの入札から新しい制度が適用されます。

非農地：令和2年 6月17日入札開始分から

農地：令和2年12月 2日入札開始分から

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

非農地は令和2年 6月17日入札開始分から
農地は令和2年12月 2日入札開始分から
入札時に下記の各書面の提出が入札書毎に必要になります。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票

（個人の場合）

資格証明書

（法人の場合）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し（宅地建物取引業者の場合）

※有効期限内のものを提出してください。

（入札方法に関する問合せ）

富山地方裁判所執行官室 ☎076-425-8503

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 9月 4日
富山地方裁判所民事部
裁判所書記官 入 江 真依子

別掲物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 9月24日から 令和 7年10月 1日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 7年10月 7日 午前10時00分 富山地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 7年10月21日 午前 9時40分 富山地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 7年10月 8日 午前 9時00分から 令和 7年10月 8日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 9月 4日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 中新川郡立山町浦田字西反甫 |
| | 地 番 | 505番10 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 284.20平方メートル |
| 2 | 所 在 | 中新川郡立山町浦田字西反甫 505番地10 |
| | 家屋 番号 | 505番10 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 121.73平方メートル
2階 54.65平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 7年 8月 5日

富山地方裁判所民事部

裁判所書記官 山 下 万 季

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 中新川郡立山町浦田字西反甫 |
| | 地 番 | 505番10 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 284.20平方メートル |
| 2 | 所 在 | 中新川郡立山町浦田字西反甫 505番地10 |
| | 家屋 番号 | 505番10 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 121.73平方メートル
2階 54.65平方メートル |

令和7年(ケ)第12号
令和7年 3月25日受理
令和7年 5月14日提出

現況調査報告書

富山地方裁判所

執行官 大塚 与士幸 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|-----------------------|--------------|
| 1 | 所 在 | 中新川郡立山町浦田字西反甫 | |
| | 地 番 | 505番10 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 284.20平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 中新川郡立山町浦田字西反甫 505番地10 | |
| | 家屋 番号 | 505番10 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 | |
| | 床 面 積 | 1階 | 121.73平方メートル |
| | | 2階 | 54.65平方メートル |

(土地・建物用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	(住居表示未実施)			
土地	物件1			
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)			
形状	☒ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)			
その他の事項				
建物	物件2			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:			
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積:			
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)			
その他の事項				
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 令和 年()第 号 支部 令和 年 月 日			
土地建物の位置関係	☒ 建物図面のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
■ A (所有者)	1 本件建物には、私、妻及び子二人の四人が住まいしています。 2 本件建物の新築後、増改築、改装等はなく、屋根、外壁及び水廻り等のリフォームもありません。 3 本件建物について、雨漏り等の不具合は特にありません。1階LDK等の内壁にはプラネットウォールを使用しており、また、外壁には光触媒の液を塗布しています。 4 本件建物内での動物飼育はありません。 5 本件建物から退去する際、1階のエアコン2台、2階のエアコン1台、2階の照明器具のほか、キッチン台、洗面台及びエコキュートを取り外して搬出する予定にしています。 6 隣接地との境界に関するトラブルはありません。 7 北側水路上に橋を架けていますが、地元自治会の許可を得ています。万雑等を支払っているということはありません。前土地所有者の時から橋が架けられており、本件土地の取得後に橋を新しくしています。 以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 本件物件の状況は、公図、地積測量図、建物図面・各階平面図、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
本件土地は、本件建物の敷地として利用されており、東側付近は駐車スペースとなっている。
- 2 本件土地の範囲について、北側は水路、町道、東側は私道（建築基準法42条1項5号、位置指定道路）であり、南西端付近に金属棒が立てられ、西側隣接地との境界付近の一部にコンクリート境界壁が設置されるなどしており、概ね土地建物位置関係図のとおりと思われる。
- 3 本件建物の占有者、占有関係については、所有者の陳述及び建物内の状況から、本報告書2枚目記載のとおり認められた。
- 4 本件建物の状況について、立入調査時、雨漏り等の不具合は特に認められず、内壁及び外壁の若干の汚損が確認された。

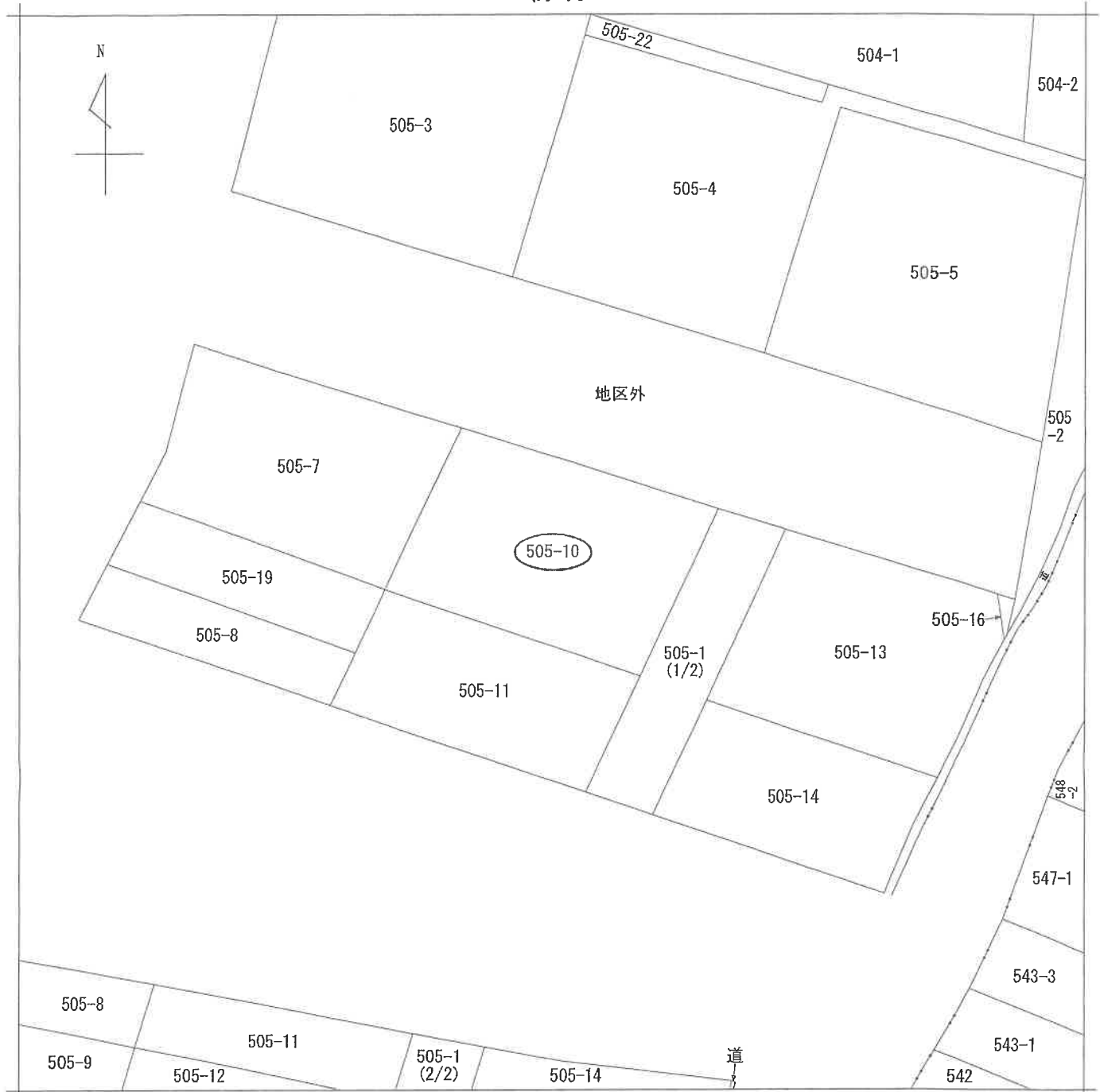
以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

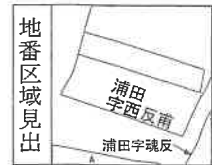
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年3月26日(水) 10:05-10:15	富山地方法務局	公図、地積測量図、建物図面・各階平面図、土地登記事項要約書の取寄せ
7年3月26日(水) 10:55-11:05	立山町役場	家屋平面図の取寄せ
7年3月26日(水) 11:15-11:25	物件所在地	受命物件確認、写真撮影、連絡依頼文書投函
7年4月10日(木) 10:00-10:45	物件所在地	立入調査、写真撮影、所有者と面談 評価人同行
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物件 1



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 浦田字西反甫

請求部	所在	中新川郡立山町浦田字西反甫				地番	505番10			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年3月26日
富山地方法務局

請求番号：7-2
(1/1)

登記官

A4判に縮小

(6 枚目)

公用

登記年月日：昭和55年6月27日

834773

地積測量図

地番

505-7 ~ 505-16

土地の所在 中新川郡立山町蒲田字西反南

② 求積 505-7
16.30 X 8.50 = 138.5500
22.80 X 7.30 = 166.4400
22.80 X 10.10 = 230.2800
535.7700
1/2 積 267.6350
積 267 m²

③ 求積 505-8
23.70 X 11.60 = 274.9200
23.70 X 11.70 = 277.2900
552.2100
1/2 積 276.1050
積 276 m²

④ 求積 505-9
24.00 X 11.50 = 276.0000
24.00 X 11.80 = 283.2000
559.2000
1/2 積 277.2000
積 277 m²

⑤ 求積 505-10
24.50 X 11.50 = 281.7500
24.50 X 11.70 = 286.6500
568.4000
1/2 積 284.2000
積 284 m²

⑥ 求積 505-11
24.30 X 11.50 = 279.4500
24.30 X 11.40 = 277.0200
556.4700
1/2 積 278.2350
積 278 m²

① 残地積 505-1
3,459 - (267.6350 + 276.1050 + 277.2000 + 284.2000 + 278.2350
+ 283.0400 + 235.8900 + 256.8700 + 280.2950 + 1,8375) = 1,012.7175
積 1,012 m²

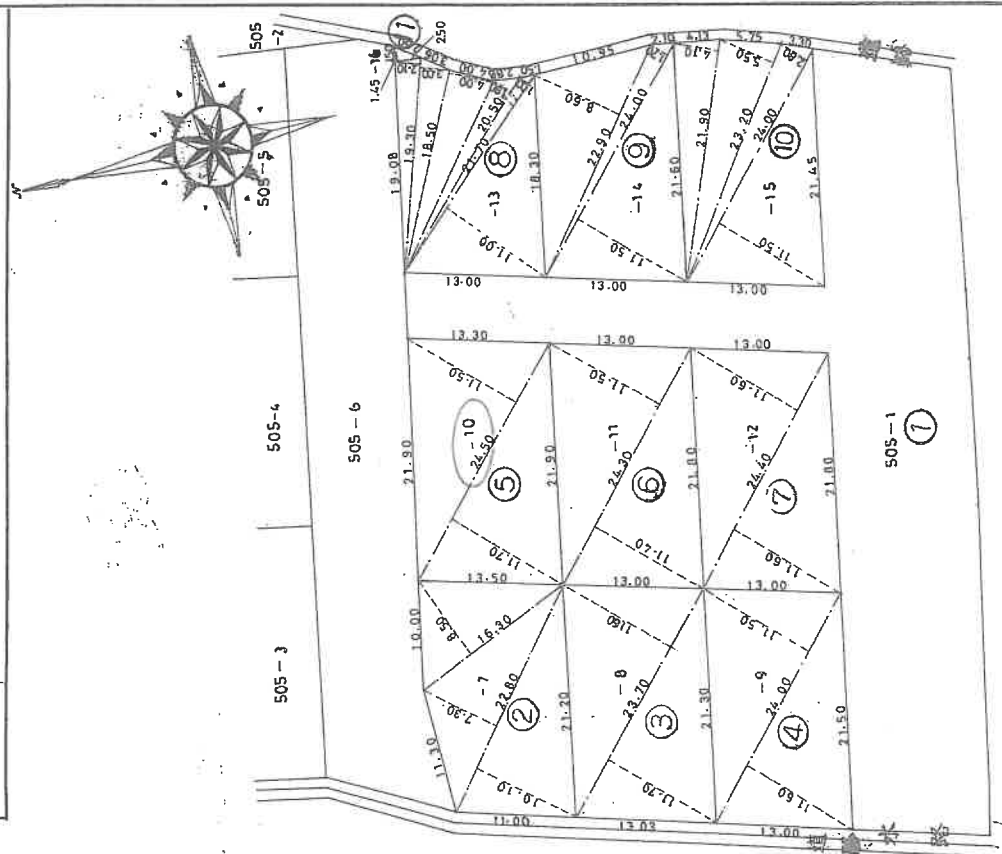
⑦ 求積 505-12
24.40 X 11.60 = 283.0400
24.40 X 11.60 = 283.0400
566.0800
1/2 積 283.0400
積 283 m²

⑧ 求積 505-13
19.30 X 2.10 = 40.5300
19.30 X 3.00 = 57.9000
18.50 X 4.00 = 74.0000
20.50 X 1.90 = 38.9500
21.70 X 1.00 = 21.7000
21.70 X 11.00 = 238.7000
471.2800
1/2 積 235.6400
積 235 m²

⑨ 求積 505-14
22.90 X 8.50 = 194.6500
24.00 X 1.70 = 40.8000
24.00 X 11.50 = 276.0000
511.4500
1/2 積 255.7250
積 255 m²

⑩ 求積 505-15
21.90 X 4.10 = 89.7900
23.70 X 5.50 = 130.3250
24.00 X 2.80 = 67.2000
24.00 X 11.50 = 276.0000
563.3150
1/2 積 281.6575
積 281 m²

⑪ 求積 505-16
2.50 X 1.45 = 3.6250
1.8125
1/2 積 1.81 m²



作製者

土地家屋調査士

(富山県土地家屋調査士会印紙)

(昭和55年 6月 25日作成)

申請人

縮尺

1/500

昭和55年 6月 27日 登記

A4判に縮小

登記官

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和7年3月26日 富山地方広務局

登記年月日：平成29年6月26日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年3月26日 富山地方裁判所

登記官

請求番号：7-4

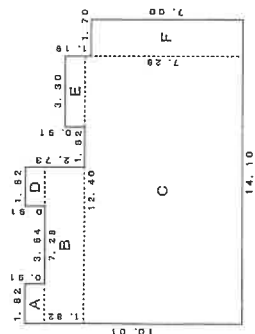
各階平面図

建物図面

家屋番号 505番10

建物の所在 中新川郡立山町蒲田字西反南505番地10

1階

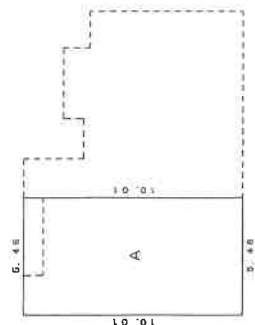


求積表

A	1.82	x	0.91	=	1.6562
B	7.28	x	1.82	=	13.2496
C	12.40	x	7.28	=	90.2720
D	1.82	x	0.91	=	1.6562
E	3.30	x	0.81	=	3.0030
F	1.70	x	7.00	=	11.9000
計					121.7370

床面積 121.73 m²

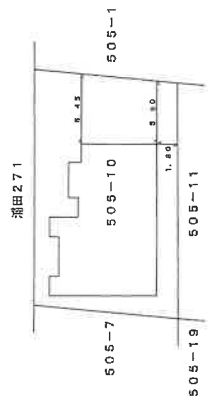
2階



求積表

A	6.48	x	10.01	=	54.6548
---	------	---	-------	---	---------

床面積 54.65 m²



A4判に縮小

作成者

土地家屋調査士

年6月19日作成

縮尺

1/250

申請人

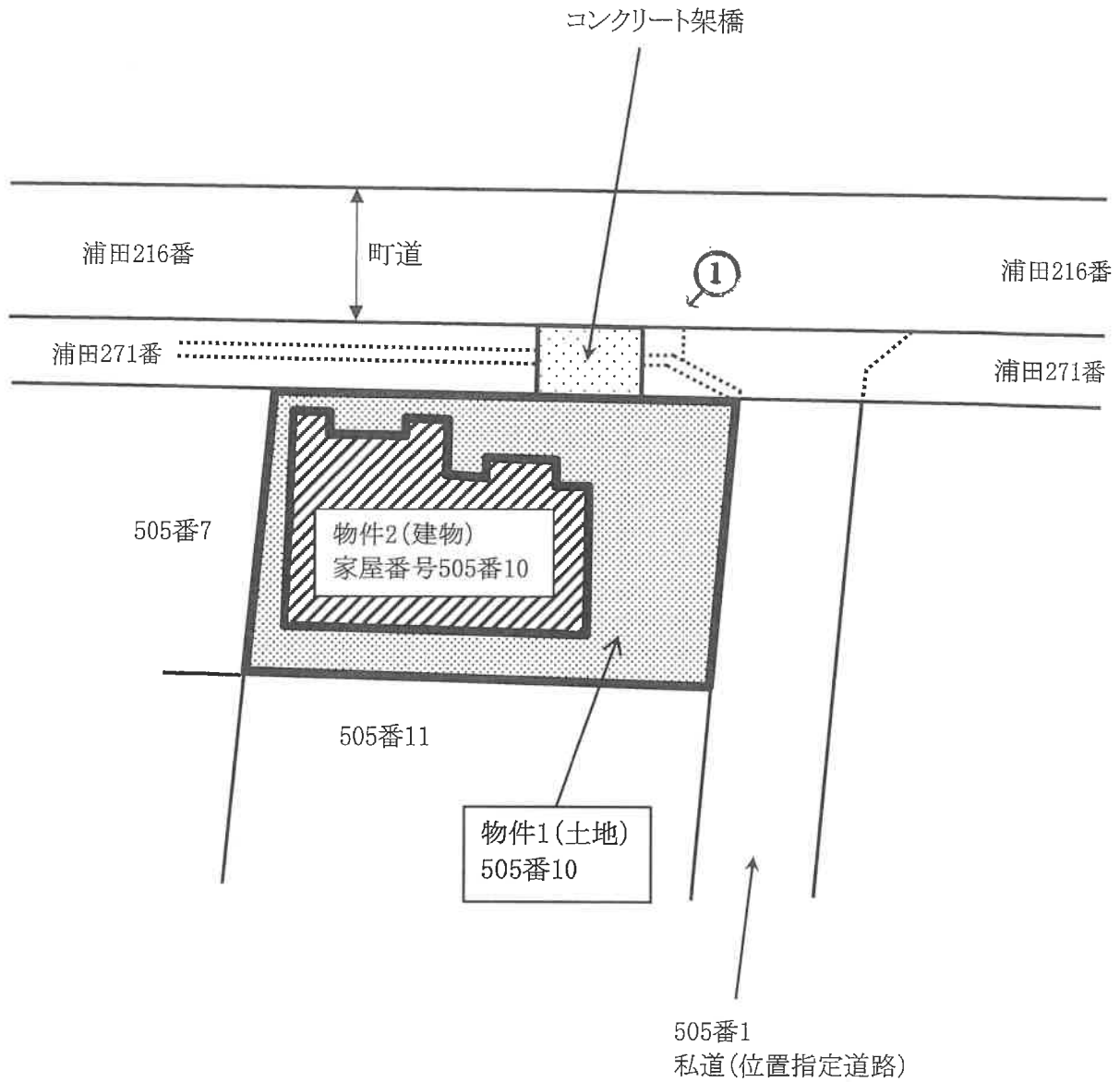
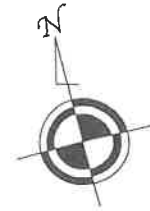
[Redacted]

縮尺

1/500

物件2

土地建物位置関係図



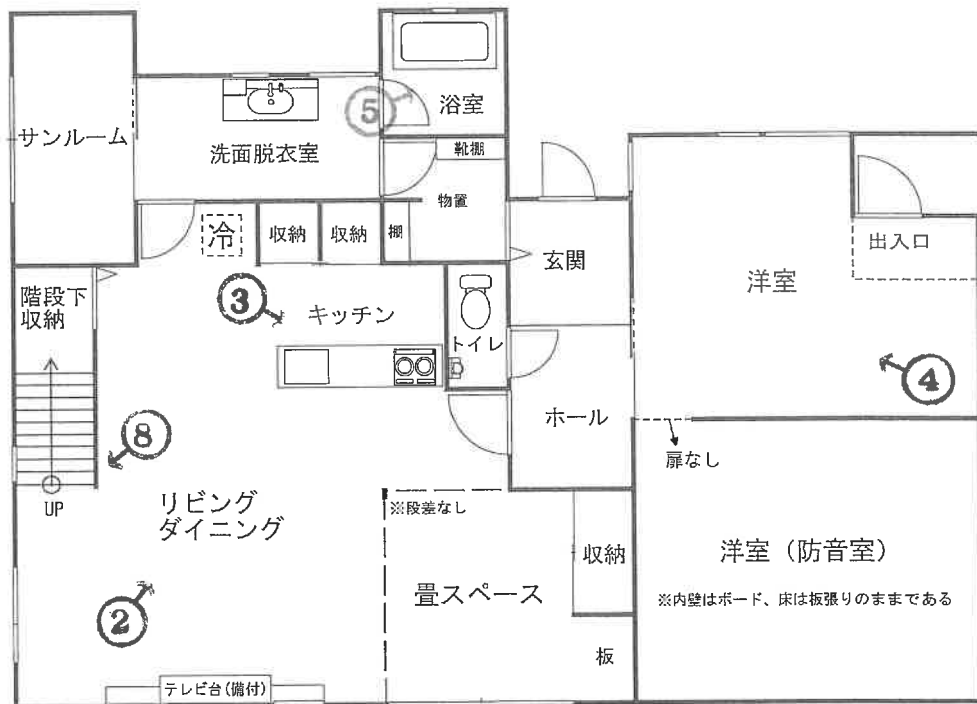
↑ 写真撮影の位置，方向
○ 及びその番号を示す

※本図面は土地建物等のおおよその形状や位置関係を示したものである。

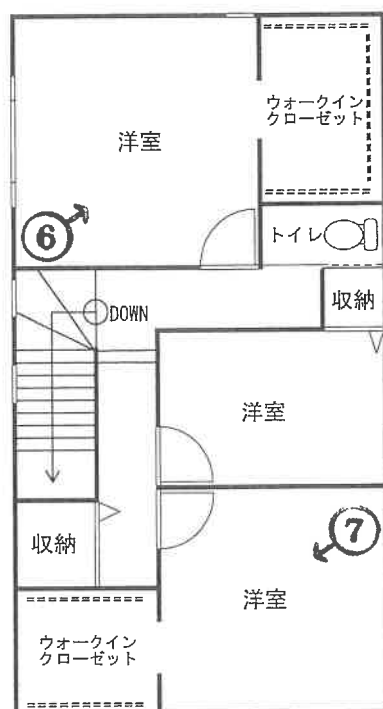
建物間取図



【1階】



【2階】



↑ 写真撮影の位置，方向
○ 及びその番号を示す

写真 1



写真 2



写真 3



写真 4



写真 5



写真 6



写真 7



写真 8



令和7年（ケ）第12号
令和7年4月10日 現地調査
令和7年5月19日 評価

富山地方裁判所 御中

評価書

評価人 不動産鑑定士
伊東良浩

第1 評価額

一 括 価 格		
	金	13,500,000 円
内 訳 価 格		
物件1（土地）	金	1,300,000 円
物件2（建物）	金	12,200,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降に発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	中新川郡立山町浦田字西反甫 505番10 宅地 284.20m ²	同左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	中新川郡立山町浦田字西反甫 505番地10 505番10 居宅 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 1階 121.73m ² 2階 54.65m ²	同左
番 号	特 記 事 項		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	富山地方鉄道本線「寺田」駅の南西方約650m（道路距離）	
付 近 の 状 況	立山町郊外の中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	非線引都市計画区域 － 60% 200% － －
画 地 条 件	面積 形状 地勢	284.20㎡ 間口約13.3m、奥行約21.9mの長形状地 平坦地
接面道路の状況	東側 幅員約6.0m私道（建築基準法第42条1項5号） ※北側町道（幅員約6.2m）との間には、用悪水路（浦田271番、登記名義は建設省）が介在しており、コンクリート架橋（約4.8m×約3.3m）により出入りが可能である。 接面道路と概ね等高な中間画地	
土地の利用状況等	物件2の敷地として利用されており、目的外建物はない。 隣接地は一般住宅、私道、用悪水路である。 境界付近は境界杭等が存しており概ね明確である。	
供 給 処 理 施 設	上水道 ：あり 下水道 ：あり ガス配管：なし （注）「あり」「なし」「引込可」「不明（特記事項のとおり）」は原則として敷地内までの引込みの有無を基準とする。	
土壌汚染等	土壌汚染の可能性について調査したところ、有害物質使用特定施設の届出はなく、また周辺に土壌汚染が懸念される施設はない。	
特 記 事 項	○東側私道（505番1、公衆用道路）の登記名義は個人であるため、設備設置等については注意が必要である。ただし、私道所有者の承諾がなくても通行権は保証され、かつ必要な範囲内でライフライン設備の設置は特段問題はない。 ○周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成29年6月1日新築 経過年数：8年 経済的残存耐用年数：17年
仕 様	構 造：木造2階建 屋 根：合金メッキ鋼板ぶき 外 壁：モルタル仕上げ 等 内 壁：クロス、塗り壁、ボード(1階南東側の洋室)等 天 井：クロス、板張り 等 床：フローリング、畳、板張り、コンクリート 等 設 備：オール電化、 等 その他：特記事項参照
床面積（現況）	延 176.38㎡
現 況 用 途 等	現況用途：居宅 間 取 り：附属資料間取図のとおり
品 等	やや良
保守管理の状態	標準
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特 記 事 項	○新築以降に増改築、リフォーム等はない。外観上は外壁等に目立った損傷等はない。 ○建物内部は内壁クロスに若干汚損はみられるが、目立った破損等はなく概ね維持管理状態は良好である。 ○1階南東側の洋室は防音室となっているが、現在は内壁はボード、床は板張りのまま(内装工事が完了していない)である。北東側洋室との出入り口には扉は設置されていない。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的物件の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	12,800	1.02	284.20	0.97	3,600,000

(端数処理)

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 立山-2

$$\begin{array}{ccccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 15,700\text{円/㎡} & \times & \frac{99.5}{100} & \times & \frac{100}{104} & \times & \frac{100}{117} & \div & 12,800\text{円/㎡} \end{array}$$

時 点 修 正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

標準化補正 : 方位+4%

地 域 格 差 : 交通接近条件(駅接近性)+2%、環境条件(周辺環境等)+15%
補正率(相乗積) 1.17

イ 個 別 格 差 : 方位+2%

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建 付 減 価 : 築8年の中古住宅の敷地であること等を考慮の上、建付減価補正を上記のとおり判定した。

② 物件2（建物）

目的物件の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	170,000	176.38	0.63	18,890,000

(端数処理)

ウ 現価率

経過年数：8年、経済的残存耐用年数：17年、残価率：5%

定額法による現価率 : 残価率5% + {95%×17年／(8年+17年)} ÷ 0.70

観 察 減 価 法 : 維持管理の状態、機能性を観察し、建物クリーニング、補修費用等を考慮して減価率を-10%と判定

現 価 率 : 0.70 × (1 - 10%) = 0.63

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	3,600,000	0.4	法定地上権	1,440,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格の 控除及び加算(円) (2①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	3,600,000	-1,440,000		1.00	0.60	1,300,000
2	18,890,000	1,440,000	1.00	1.00	0.60	12,200,000
一括価格 (合計)						13,500,000

ウ 占有減価修正：特にない。

エ 市場性修正：現在の不動産市場において、目的不動産の種別・類型等によって生ずる流通性・換金性に係る修正である。本件においては、市場性修正は特段必要はない。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格：立山-2
所 在：中新川郡立山町浦田字下辻内323番24外
価 格：15,700円/㎡
位 置：富山地方鉄道本線「寺田」駅の南西方・道路距離210m
価 格 時 点：令和7年1月1日
地 積：424㎡
供給処理施設：水道、下水
接 面 道 路：南6m町道
用 途 地 域 等：非線引都市計画区域（建蔽率70%、容積率200%）
地 域 の 概 要：中規模一般住宅等が建ち並ぶ住宅地域

第7 附属資料

位置図
付近案内図
公図写
地積測量図写
建物図面・各階平面図写
土地建物位置関係図
建物間取図
現況写真

以 上